

○飯塚市学会開催補助金交付要綱

平成20年10月17日

飯塚市告示第188号

改正 H26-99(題名改称)

(趣旨)

第1条 学術の振興を図るため、市内において学会を開催する団体に対し、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 学会 有識者等により構成される団体が当該団体の構成員等を対象に開催する発表、討論等のための会合その他これに類するもので、学術の振興を図るものをいう。
- (2) 国際学会 参加者のうち海外からの参加者の占める割合が、10パーセント以上の学会をいう。
- (3) 国内学会 国際学会以外の学会をいう。

(補助の内容)

第3条 補助は、学会に要する費用の一部について補助金を交付して行うものとする。ただし、学会で使用する立看板は市が提供するものとする。

(補助の対象者)

第4条 補助の対象者は、学会を主催する団体であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員が役員となっている者
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(H26-99全改)

(補助の要件)

第5条 補助の対象とする学会は、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 学会が市内であること。
- (2) 参加者の人数が10人以上であること。

- (3) 学会の構成員のうち研究者、技術者、専門家又はこれらの者に準ずる者の占める割合が10パーセント以上であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。
- (1) 国又は地方公共団体が、主催するとき。
 - (2) 学会が、市から別に補助金を受けているとき。
 - (3) 学会の内容が、営利的、政治的又は宗教的と認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。
- (補助金の額)
- 第6条 補助金の額は、対象経費の合計額とし、参加人数に応じて、別表に定める額を限度とする。
- (補助金の対象経費)
- 第7条 補助金の対象経費は、次のとおりとする。
- (1) 講師の謝礼金、交通費又は宿泊費
 - (2) 会場使用料又は会場設営料
 - (3) 通信運搬費
 - (4) 消耗品費
 - (5) 通訳又は翻訳料
 - (6) 印刷製本費
 - (7) 借上料
 - (8) 教材費
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費
- (補助の制限)
- 第8条 年度中の同一団体に対する補助は、原則1回とする。
- (補助の申請)
- 第9条 補助を受けようとする者は、学会の開催日から起算して14日前までに、次に掲げる書類を添付した申請書を市長に提出しなければならない。
- (1) 会員名簿
 - (2) 参加申込書名簿
 - (3) 開催案内パンフレット又は開催の内容が記載されている書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (補則)
- 第10条 この告示に定めるもののほか、補助の申請に係る申請書等の様式その他の

補助に必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

別表(第6条関係)

区分	10～99人	100～299人	300～499人	500人以上
国内学会	0円	50,000円	100,000円	150,000円
国際学会	50,000円	100,000円	200,000円	300,000円

備考 国内学会の10～99人については、立看板の提供のみとする。